

札幌市こどもの劇場・札幌市こども人形劇場における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和5年3月13日改訂

1 ガイドラインの目的

新型コロナウイルス感染症拡大の予防と施設開館の両立を図るにあたり、施設利用者と施設職員の安全を確保する観点から基本的な考えを示すものです。

本ガイドラインは、地域の感染状況に変化があった場合には、適宜、見直しを行います。

※ 公演にあたっては、業種別ガイドラインである、公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」をよく読んで、感染防止を徹底してください。

※ 地域の感染状況を踏まえ、施設管理者・公演主催者・施設利用者は、協力・連携しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する措置を講じてください。

2 札幌市こどもの劇場・札幌市こども人形劇場の感染防止策

(1) すべての施設利用者に取り組むべき対策（共通事項）

ア 有症状者の入場制限

- ・発熱（平熱よりも高い熱）や下記の症状等に該当する者は施設利用・入場を控える。
 - 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障がい等
 - 陽性とされた者との濃厚接触がある場合

イ 人と人との距離の確保

- ・人と人との距離を確保し、密集場所、密接場面を回避する。

ウ 換気の実施

- ・室内の空気の常時入れ替えを徹底する。

エ 手洗いや手指消毒の励行

- ・施設入館時には手指消毒を励行する。（流水での手洗いが可能な場合は手洗いを励行）

オ 大声を出さないこと、長時間の会話の抑制、咳エチケットの励行

カ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限（水筒等での補水を除く）

(2) 施設側に取り組む対策

ア 職員の健康管理

- ・職員は、こまめな手洗い及び消毒液による手指消毒を実施するとともに、検温等による健康管理に努める。

イ マスク着用の取扱いについて

- ・職員は、窓口等における市民対応の場面では、高齢者等重症化リスクが高い市民への感染を防ぐため、当面の間、原則としてマスクを着用する。
- ・その他の場面では、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とするものの、

職場において感染対策上等の理由がある場合には、状況に応じて適切に対応すること。

ウ 感染リスクの評価

- ・接触感染、飛沫感染について、施設利用者の動線や接触、地域の感染状況等を考慮した感染リスクの評価を行い、効果的な感染症対策を講じる。

エ 施設の運営管理

- ・館内出入口への手指消毒剤の設置
- ・館内換気の実施
- ・接触感染の対策（不特定多数が頻繁に触れる場所の消毒等）
- ・飛沫感染の対策（アクリル板等の間仕切り設置、対面を避けるレイアウトの工夫等）
- ・感染予防周知に関する掲示物の掲示、館内放送

(3) 公演主催者（出演者・スタッフを含む）が取り組む対策

ア 出演者・スタッフ等の健康管理

- ・公演主催者（演出上やむを得ない出演者を除く）は、こまめな手洗い及び消毒液による手指消毒を実施するとともに、検温等による健康管理に努める。
- ・出演者・スタッフ等の名簿を作成し、健康状態や入退館状況の管理を行う。

イ 感染リスクの評価

- ・公演の企画に当たっては、接触感染、飛沫感染について、出演者・スタッフ・来場者の動線や接触、地域の感染状況等を考慮した感染リスクの評価を行う。

ウ 事前の対策

- ・公演内容等及びリスク評価を踏まえた、効果的な感染症対策を検討、導入する。
- ・密な空間防止のため、仕込み・リハーサル・撤去等、余裕を持ったスケジュールを設定する。
- ・実施する感染症対策等を事前に来場者等に周知する（有症状者等の来場制限）。

エ 公演当日の対策

- ・来場者、出演者・スタッフ用の手指消毒剤の設置及び励行
- ・接触感染の対策（出演者と来場者の接触回避等）
- ・飛沫感染の対策（人と人との距離の確保による密集場所・密接場面の回避、長時間の会話の抑制等）
- ・発声を伴う出演者と観客は、客席最前列から水平距離を2 m程度確保する。

オ その他

- ・給湯室での賄い調理による食事提供の禁止
- ・楽屋の利用は、貸室利用者が取り組む対策・貸室利用の収容率に準じる。
- ・通用口等からの出入りの禁止（物品の搬出入は施設管理者の指示に従う）

(4) 貸室利用者が取り組む対策

ア 利用者の健康管理

- ・利用者は、こまめな手洗い及び消毒液による手指消毒を実施するとともに、検温等による健康管理に努める。

イ 貸室利用当日の対策

- ・貸室内の換気の実施（換気扇の作動や窓・ドア等を開放するなど、常時空気の入換えを行う）
- ・飛沫感染の対策（人と人との距離を確保の確保による密集場所・密接場面の回避、長時間の会話の抑制等）

ウ その他

- ・通用口からの出入りの禁止（物品の搬出入は施設管理者の指示に従う）
- ・貸室内で食事をする場合は、以下の点を留意するとともに、収容率は貸室ごとの利用定員を上限とする。
 - 対面を避けて座る
 - 食事前には流水による手洗い又は手指消毒を行う
 - 大皿料理や食器・カトラリー類の共用は行わない
 - 弁当容器等のゴミは、袋に密封して持ち帰る